

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本免第138号
令和8年2月16日
宮城県警察本部長

点数制度による行政処分事務に関する事務処理要綱の改正について（通達）
点数制度による事務処理については、「点数制度による行政処分事務に関する事務
処理要綱の改正について（通達）」（令和5年12月19日付け宮本免第1188号）により実
施しているところであるが、別添のとおり点数制度による行政処分事務に関する事務
処理要綱を改正し、施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。
なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

- 1 改正の趣旨
道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、行政処
分事務における免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の
取扱要領等を整備するもの
- 2 改正の要点
- (1) マイナ免許証の追記など、用語の意義について整理した（第1関係）。
 - (2) 停止期間満了時又は停止処分解除時の措置及びマイナ免許証を有する者に対す
る処分方法を追記した（第8関係）。
 - (3) 処分執行依頼を受けた都道府県警察におけるマイナ免許証を有する者に対する
措置方法を追記した（第9関係）。
 - (4) その他文言の整理等所要の整備を行った。

別添

点数制度による行政処分事務に関する事務処理要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、点数制度による行政処分事務に関し必要な事項を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 警察署等

宮城県警察機動警ら隊（以下「機動警ら隊」という。）、宮城県警察交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）、宮城県警察高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）及び警察署をいう。

(2) 警察署長等

警察署等の長をいう。

(3) 取締り警察官

交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

(4) 一般違反行為

自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。

(5) 特定違反行為

令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。

(6) 違反行為

一般違反行為及び特定違反行為をいう。

(7) 人身事故等

人身事故及び建造物損壊事故をいう。

(8) 違反報告書

取締り警察官が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。

(9) 違反等登録

「警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の改正について（通達）」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第5号ほか。以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。

(10) 抹消登録

運転者管理業務実施要領で定める不適格事由抹消登録をいう。

(11) 違反等登録票

「警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の改正について（通達）」（令和7年3月10日付け警察庁丁運発第112号ほか。以下「運転者管理業務実施細則」という。）で定める違反登録票及び事故登録票をいう。

(12) 処分登録

運転者管理業務実施要領で定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。

(13) 処分猶予登録

運転者管理業務実施要領で定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。

(14) 処分手配登録

運転者管理業務実施要領で定める処分手配登録をいう。

(15) 処分短縮登録

運転者管理業務実施要領で定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。

(16) 行政処分関係書類

違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。

(17) 免許の停止等

法第90条第1項、法第103条第1項若しくは第4項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に規定する運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。

(18) 行政処分

免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。

(19) 行政指導

行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号に規定する行政指導をいう。

(20) 違反照会

運転者管理業務実施要領で定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。

(21) 点数通報

運転者管理業務実施要領で定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、警察庁長官官房技術企画情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）から送信される通報又は回答事項をいう。

(22) 点数通報書

点数通報を印字した資料をいう。

(23) 処分決定

行政処分の事由に該当することとなった運転者に対し、宮城県公安委員会が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。

(24) 処分書等

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3又は別記様式第13の4に規定する処分通知書（以下「処分通知書」という。）及び府令別記様式第19の3の3又は別記様式第22の6に規定する処分書（以下「処分書」という。）をいう。

(25) 処分書等の交付

処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。

(26) 出頭通知

処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。

(27) 停止処分者講習

法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。

(28) 違反者講習

法第108条の2第1項第13号に規定する講習をいう。

(29) 処分移送通知書

法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4に規定する処分移送通知書（以下「処分移送通知書」という。）をいう。

(30) 処分事案の移送

行政処分の事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分の事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分の事由の移送をいう。

(31) 違反者講習該当事案の移送

違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。

(32) 処分決定通知

処分決定（免許の拒否又は保留を除く。）を行った時における当該処分決定に係る者の住所地が、当該処分決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該処分決定を行った公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否又は保留を除く。）を行った旨の通知をいう。

(33) 処分執行依頼

処分決定を行った当該運転者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該処分決定を行った公安委員会から当該運転者に対する処分書等の交付を当該運転者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。

(34) 処分執行通知

処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、当該処分決定通知を行った公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。

(35) 免許証

運転免許証をいう。

(36) マイナ免許証

免許情報記録個人番号カードをいう。

(37) 免許証等

免許証又はマイナ免許証をいう。

3 体制

(1) 違反等登録審査官

ア 交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に違反等登録審査官（以下「登録審査官」という。）を置く。

イ 登録審査官は、行政処分業務を担当する運転免許課課長補佐をもって充てる。

(2) 違反等登録票審査責任者

ア 警察署等に登録票審査責任者（以下「審査責任者」という。）を置く。

イ 審査責任者は、機動警ら隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊にあっては警部以上の階級にある警察官の中から所属長が指定した者1人を、警察署にあっては交通課長をもって充てる。

(3) 行政処分関係書類点検責任者

ア 運転免許課に行政処分関係書類点検責任者（以下「点検責任者」という。）を置く。

イ 点検責任者は、運転免許課行政処分係長をもって充てる。

ウ 点検責任者は、行政処分関係書類の点検並びに(4)の違反等登録票作成責任者の指導及び教養に当たる。

(4) 違反等登録票作成責任者

ア 警察署等に違反等登録票作成責任者（以下「作成責任者」という。）を置く。

イ 作成責任者は、巡査部長以上の警察官の中から警察署長等が指定する。

ウ 作成責任者は、違反等登録票の作成を一元的に行うこととする。

(5) 免許証保管責任者

ア 高速道路交通警察隊及び警察署に免許証保管責任者（以下「保管責任者」

という。)を置く。

イ 保管責任者は、高速道路交通警察隊にあっては警部以上の階級にある警察官の中から宮城県警察高速道路交通警察隊長（以下「高速道路交通警察隊長」という。）が指定した者1人を、警察署にあっては交通課長をもって充てる。

ウ 保管責任者は、免許証を施錠設備のある保管庫に保管し、適正な保管及び返還に当たるとともに、保管中の免許証について更新期間を確認し、保管期間中に失効することのないよう被処分者に注意を喚起すること。

(6) 免許証保管取扱者

ア 高速道路交通警察隊及び警察署に免許証保管取扱者（以下「保管取扱者」という。）を置く。

イ 保管取扱者は、巡査部長及び巡査部長相当職以上の警察職員の中から高速道路交通警察隊長及び警察署長が指定する。

ウ 保管取扱者は、保管責任者を補佐し、免許証の適正な保管及び返還の取扱いに当たる。

4 基本的留意事項

(1) 都道府県警察相互の連絡及び協力

違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

(2) 迅速かつ確実な行政処分

ア 点数制度による行政処分は、違反等登録及び処分登録並びに処分短縮登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うものとする。

イ 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

(3) 効率的な事務処理の推進

迅速かつ確実な行政処分のため、運転免許課における事務処理体制を整備するとともに、捜査担当部門との連携を図るなどし、効率的な行政処分事務の推進に努めるものとする。

第2 違反等登録票の点検

1 違反行為の発見報告

(1) 取締り警察官は、点数評価の対象となる違反行為等を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為等が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、別に定める交通事故情報管理システム（以下「事故管理システム」という。）に必要な事項を登録するも

のとする。

- (2) 取締り警察官は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。
- (3) 取締り警察官は、違反報告書に係る人身事故等が第4-2に規定する登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

2 警察署長等の措置

(1) 違反等登録票の作成

警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、違反等登録票を作成するものとする。

(2) 違反等登録票の点検

ア 審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導及び教養を行うものとする。

イ 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

ウ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

エ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が第4-2に規定する登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

(3) 行政処分関係書類の送付

ア 行政処分関係書類は、運転免許課に送付するものとする。

イ 6点以上の点数が付されることがとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、(4)の送付期限までに行政処分関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(4) 行政処分関係書類の送付期限

ア 法第109条の規定により、出頭命令を行う事案については、三者即日処理日に出頭日を定めるとともに、当該期日までに処分書を交付するための違反等登録を行うこと。

イ 人身事故等で、仮停止又は仮禁止（以下「仮停止等」という。）及び仮停止に準じる事案（以下「準仮停止」という。）（以下「仮停止等事案」と総称

する。)を除いた事案の行政処分関係書類(違反報告書を除く。)については、当該事案の発生後又は事故管理システム登録後10日以内に通送、郵送等により送付すること。

ウ 警察署等において違反報告書を受理した日の翌日(翌日が宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該県の休日以降の最初の執行日)までに行政処分関係書類の送付手続を終了し、交通反則切符、交通切符、点数切符に係る違反については当該違反の翌日から5日以内に、その他の違反行為については違反の翌日から10日以内に通送、郵送等により送付すること。

(5) 行政処分関係書類の決裁等

ア 行政処分関係書類の運転免許課への送付に関する事務は、審査責任者が専決することができる。

イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものを、当該事件簿等の余白に明記するものとする。

ウ 警察署長等は、前記イの事件簿等の記載、違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導及び監督し、違反発見報告のあった事案の適正な処理に配慮するものとする。

エ 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に連絡するものとする。

3 運転免許課長の措置

警察署長等から送付された行政処分関係書類には、その受理の日又は遅くともその翌日(翌日が宮城県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該県の休日以降の最初の執務日)までの間に、所要のコード記載を行うものとする。

第3 仮停止等事案

1 警察署長等の措置

(1) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、仮停止等に該当する人身事故が発生した場合は法第103条の2に規定する措置及び交通部長が別に定める行政処分関係業務実施要領(以下「実施要領」という。)で定める措置を執るとともに、直ちに運転免許課長に対し当該事案の違反等登録に必要な事項を電話及び事故管理システムにより報告するものとする。

(2) 警察署長等は、準仮停止に該当する事案が発生した場合は、実施要領で定める措置を執るとともに、運転免許課長に対し当該事案の違反等登録に必要な事項を電話及び事故管理システムで報告するものとする。

2 運転免許課長の措置

- (1) 運転免許課長は、仮停止等に該当する人身事故の報告を受けた場合は、実施要領で定める措置を執るとともに、所要の手続を行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、準仮停止に該当する人身事故の報告を受けた場合は、実施要領で定める措置を執るとともに、所要の手続を行うものとする。

第4 違反等登録

1 違反等登録審査

登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反又は交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、人身事故等の不注意の程度の認定基準（別表第1）の「重い」、「軽い」の区分により行うものとする。

2 違反等登録除外

登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在又は事実誤認があると認めたとき等は、当該事案を違反等登録から除外するものとする。また、交通事故に係る事案について人身事故等に関する登録除外事由（別表第2）に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外するものとする。

3 違反等登録の迅速処理

登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了を待って直ちに行い、審査のため、違反等登録に遅延を来すことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査や訂正報告書の作成を求めるものとする。

4 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、登録審査官が専決することができる。
- (2) 登録審査官は、前記(1)により専決した場合には、その取扱状況を違反等登録日報（別記様式第1号）によって運転免許課長に報告するものとする。
- (3) 前記2の違反等登録除外に関する事務の決裁は、登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要の欄に付記した上で、個々の事案について運転免許課長の決裁を受けるものとする。

5 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻し、当該発生地を管轄

する都道府県警察において違反等登録の変更又は違反等登録除外を行うものとする。

6 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

(1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

当該違反等登録に係る者の住所地が宮城県以外の場合は、運転免許課長が、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報すること。

(3) 運転免許を受けていない者への対応

ア 運転免許課長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による運転免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

イ 前記アの場合、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、運転免許課長が、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（別記様式第2号）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとする。

また、運転免許課長は、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係に報告するものとする。

7 違反等登録のある者による運転免許申請時等における適切な取扱いのための措置

(1) 違反等登録のある者による運転免許申請や受験相談に対する適切な取扱いがなされるよう、当該窓口において違反照会の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聞き取り、照会結果と聞き取り内容が異なる場合の運転免許課（他の都道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課）に対する確認等に関し、運転免許課長は、必要な規程を整備するとともに、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導及び教養を行うものとする。

(2) 前記(1)の運転免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置経過について、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう、措置内容を明確に記録するため、運転免許課長は、必要な規程を整備するとともに、運転免許申

請等の窓口担当者等に対する指導及び教養を行うものとする。

第5 処分量定

1 処分量定の方法

(1) 運転免許の拒否又は保留

ア 新規運転免許の申請者に係る処分量定は、点数通報を受理した都道府県警察において、点数通報の違反歴等が当該申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該申請者の免許の停止等の回数、累積点数、運転免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報の違反運転者の本籍、住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記運転免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領で定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている運転免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

(2) 運転免許の取消し又は停止

運転免許の取消し又は停止に係る処分量定は、点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて行うものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録を行う公安委員会において、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍、住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容、免許取消歴等に応じて次の措置を執るものとする。

ア 処分基準点数に該当する場合

(ア) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、違反等登録を行った公安委員会の管轄区域内にあるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をすること。

(イ) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、違反等登録を行った公安委員会以外の管轄区域内にあるときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行うこと。

イ 処分基準点数に該当しない場合

当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存すること。

2 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

- (1) 事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じているか否かを調べ、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。
- (2) 交通事故が人身事故等の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものである場合には、当該認定基準の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、当該事故が「小」に該当すると認めたときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

3 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事故の内容が定型的なものにあつては一括して、重要又は異例なものにあつては個別に決裁を受けるものとする。

第6 処分決定等

1 意見の聴取等

意見の聴取等は、法、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)等の関係規定に従い行うものとする。

2 処分決定の決裁

- (1) 宮城県公安委員会の行政処分に係る事務は、法第114条の2に規定する免許の保留及び免許の効力の停止に関してのみ、警察本部長に委任されており、これら以外の免許の取消し及び拒否並びに自動車等の運転の禁止に関しては、宮城県公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。
- (2) 人身事故等又は違反行為の内容が定型的なものにあつては一括して、重要又は異例なものにあつては個別に決裁を受けるものとする。

3 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書(別記様式第3号)を送付して行うものとする。

第7 処分の移送等

1 処分移送通知書に関する事務

- (1) 処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

ア 交通違反の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し
- (ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

イ 交通事故の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 実況見分調書の写し

- (ウ) 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し
- (エ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- (オ) その他違反事実の証明に必要な資料
- (2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付するものとする。
- (3) 処分移送通知書の理由欄及び備考欄の記載は、府令別記様式第19にあっては別表第3に、府令別記様式第22の4にあっては別表第4の記載例によって行うものとする。
- 2 処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送
- (1) 処分事案の移送は、行政処分関係書類送付書（別記様式第4号）によって行うものとする。
- (2) 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類送付書（別記様式第5号）によって行うものとする。
- (3) 前記1-(1)及び(2)は、処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。
- (4) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長において直送するものとする。

第8 処分の執行

1 関係事務の集中処理

- (1) 点数制度による行政処分事務は、情報処理センターの点数通報に基づいて処理されるものであることから、処分書等の交付に関する事務は、原則として、運転免許課において集中的に処理し、出頭通知に応じない者、所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付については、警察署に行わせることができる。
- (2) 依頼を受けた警察署は、行政処分執行依頼受理台帳（別記様式第6号）を備え付け、早期に処分書等の交付に努めるものとする。

2 処分書等の交付の方法

出頭通知及び処分書等の交付は、その事務量が極めて多く、その事務の処理いかんによっては処分の迅速性及び事務負担の増減に多大の影響を及ぼすことから、次に掲げる方法を参考にして、実情に即した効果的な事務処理を行うものとする。

- (1) 意見の聴取事案の処分書の交付を意見の聴取日に行う方法
- (2) 交通切符適用事案に係る処分書の交付を三者即日処理の日に行う方法
- (3) 停止処分者講習の実施日に、その実施場所において処分書等の交付及び停止処分者講習に関する事務を集中処理する方法

3 処分書等の交付の際の留意事項

- (1) 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

- (2) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うこと。
この場合において、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。また、当該者が免許証を有する者であるときは免許証を返納（提出）させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ、当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。
- (3) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する不利益処分に対する不服申立てに関する手続については、当該手続に関する書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。
- (4) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。
- ア 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合
- (ア) その者が、免許を受けている者である場合には、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明するものとする。ただし、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付すること。
- (イ) その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍を含む。）、住所等が一致したときであっても、なお、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付すること。
- イ 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合
- 申立てが、違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付すること。
- ウ 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合
- 当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査すること。

4 処分執行通知

- (1) 処分決定を行った公安委員会が行う当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会に対する処分執行通知は、処分執行通知書（別記様式第7号）を送付して行うものとする。
- (2) 処分決定を行った公安委員会と当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合で、当該処分決定を行った公安委員会が、第9-1の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行依頼処分通知書（別記様式第8号）の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の

住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

5 警察署等における措置

- (1) 警察署において、前記3-(4)に該当する申立てがあった場合は、運転免許課に連絡し、指示を受けて処理すること。
- (2) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、保管中又は行政処分の期間が満了した免許証の保管及び返還状況について、行政処分関係運転免許証保管簿（別記様式第9号）を備え付け、確認すること。
- (3) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、行政処分の期間が満了し、免許証を有する者に免許証を返還するときは、被処分者から確実に運転免許証受領書（別記様式第10号）を徴しその経過を明らかにしておき、マイナ免許証を有する者に特定免許情報を記録するときは、マイナンバーカードの提示を受けること。

第9 処分執行依頼を行う場合

1 処分執行依頼

- (1) 処分執行依頼を行う場合は、処分執行依頼書（別記様式第11号）に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る運転者管理業務細則で定める「違反事故処分・短縮・手配等登録票」（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したものをいう。）の写しを添付して行うものとする。
- (2) 行政処分に係る者に交付する処分書等の余白欄に当該処分執行依頼をする都道府県警察において独自の取扱事項を記載している場合には、当該記載を抹消すること。
- (3) 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、処分決定通知書・処分執行依頼書（別記様式第12号）により行うものとし、処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

2 処分執行依頼を受けた都道府県警察の措置

- (1) 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、前記第8-3の規定に準じて行うものとする。

なお、当該者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の停止処分に伴う免許情報記録の抹消については、処分執行依頼を受けた都道府県警察において行うものとする。

- (2) 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された免許証（当該者が処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。）とともに、別記様式第8号の執行依頼処分通知書に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした当該都道府県警察に送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、当該処分執行依頼を受けた都道府県警察において免許証を返還することが予想されるときには、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当県において返還」と記載し、当該免許証の送付は要しない

ものとする。

- (3) 当該者が処分執行依頼を受けた都道府県警察において停止処分に伴う免許情報記録の抹消を受けている場合であって、停止期間の満了又は停止処分の解除に際してマイナンバーカードへの特定免許情報の記録を希望したときは、当該都道府県警察において特定免許情報の記録（初回の特定免許情報の記録に限る。）ができる。この場合において、当該者が処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有していたときは、免許証の返還を処分執行依頼を受けた都道府県警察において行うときに限り、当該都道府県警察で特定免許情報の記録ができ、かつ、当該特定免許情報の記録は免許証の返還と同一機会に限るものとする。

第10 処分登録等

1 処分登録

- (1) 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。
- (2) 処分登録は、処分書等を交付した都道府県警察において行うものとする。

2 処分猶予登録

- (1) 適正な処分猶予登録を行うため、処分猶予登録は、運転免許課長の決裁を受けた後に行うものとする。
- (2) 運転免許課長の決裁は、運転者管理業務実施細則で定める違反事故処分・短縮・手配等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書し、その部分又は所定の決裁欄に決裁印を押印するものとする。

3 処分手配登録

(1) 処分執行依頼に係る事案

処分執行依頼を行う都道府県警察は、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するものとする。

(2) 違反者講習に係る事案

違反者講習の通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認めたものについて行うものとする。

(3) その他の事案

その他の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

ア 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者

イ 2 回目の出頭通知に応じない者

ウ その他都道府県警察において処分手配登録を必要と認めた者

4 処分短縮登録

- (1) 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。
- (2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。
- (3) 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行

うものとする。

ア 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。

イ 住所変更について免許証の記載事項変更の手続を行わせること。

ウ 処分を行った都道府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。

エ 処分の短縮を決定したときは、前記ウの規定によって作成した処分短縮登録票によって短縮登録を行うこと。

第11 行政処分関係書類の保存及び点数制度の広報等

1 行政処分関係書類等の保存

行政処分関係書類等の保存は、次により行うものとする。

(1) 行政処分関係書類等は、処分決定年月日順に整理し、次の区分により保存すること。

ア 一般違反行為を理由として処分執行した事案
8年

イ 特定違反行為を理由として処分執行した事案
13年

(2) 処分を決定したが、処分書等未交付のままで、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること。その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案
10年3か月

イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案
15年3か月

(3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。

(4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次により整理保存すること。

ア 交通違反
警察署等の別に当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存すること。

イ 交通事故
発生年月日順に整理し、13年間保存すること。

2 点数制度の広報

(1) 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用するなどし、点数制度の周知に努めるものとする。

(2) 交通取締りの際に違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるよう、取締り警察官に対する指導及び教養を定期的に行うものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日の処分書等の交付又は警告通知により知らされる旨を教示するものとし、取締り警察官において計算した点数を教示することがないようにするものとする。

3 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、当県警察の事案はもちろん、他の都道府県警察の事案についても関係都道府県警察相互の緊密な協力によって、その執行の確保に努めるものとする。

また、法第104条の3第2項の規定による出頭命令の制度を活用するものとする。

第12 その他

この要綱の実施要領は、交通部長が定める。

別表第 1

人身事故等の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分			認定基準
区分内容	区分略号		
交通事故が専ら違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重 い		当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽 い	大	当該交通事故の原因が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由によって発生したものである場合であって、当該交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由が当該交通事故の原因として等しいものであるとき。
		小	大以外の場合

- 注 1 「その他の事由」とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 「主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意」とは、交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等若しくは危険運転致死」、「運転傷害等（治療期間 3 月以上又は後遺障害）若しくは危険運転致傷（治療期間 3 月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間 30 日以上）若しくは危険運転致傷（治療期間 30 日以上）」、「運転傷害等（治療期間 15 日以上）若しくは危険運転致傷（治療期間 15 日以上）」又は「運転傷害等（治療期間 15 日未満又は建造物損壊）若しくは危険運転致傷（治療期間 15 日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第 2

人身事故等に関する登録除外事由

- 1 人身事故等が不可抗力によって起きたものである場合（当該人身事故等の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、人身事故等の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって人身事故等を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められるときであって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為を行うこと又はその行為を行ったとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められるときをいう。）

別表第3

理 由	☐ 道路交通法第103条第1項 ☐ 第5号に該当 ☐ 第6号に該当 ☐ 第7号に該当 ☐ 第8号に該当 ☐ 道路交通法第103条第2項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 第3号に該当 ☐ 第4号に該当 ☐ 第5号に該当
備 考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し（ ☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人） ☐ 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し ☐ 速度測定の記録の写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料

別表第4

理 由	☐ 道路交通法第107条の5第1項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 道路交通法第107条の5第2項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 第3号に該当 ☐ 第4号に該当
備 考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し（ ☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人） ☐ 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料

別記様式第1号

課長	交通聴聞官					

違反等登録日報

年 月 日

(登録審査官)

審査事項	登録件数		登録除外			再調査 下 命
	点検合格	内容訂正	事実誤認	除外理由	その他	
違反登録						
事故登録						

(備考)

別記様式第 2 号

第 年 月 日 号

各都道府県警察本部

殿

行政処分担当課長

宮城県警察本部交通部運転免許課長

抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書

下記の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録を抹消登録したことから、当該違反等登録から抹消登録までの間の同人による運転免許申請や受験相談の機会において、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導を貴都道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、下記担当者宛てに電話で回答願います。

記

氏名（ふりがな）	()
統一氏名	
生年月日（※）	年 月 日生（ 歳）
性 別（※）	男 ・ 女
住 所	
抹消種別（※）	訂正抹消 ・ 完全抹消
違反等登録日 （事案名）	年 月 日 ()
抹消登録日 （事案名）	年 月 日 ()
その他調査をする上で必要と認められる事項	

※ 選択項目については、該当する項目に○を付すこと。

担当者：係名

氏名

警察電話

別記様式第3号

第 年 月 日
号

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

処 分 決 定 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。

記

住	所			
氏	名			
運 転 免 許 の 種 類				
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類				
処 分 決 定 日		年 月 日		
処 分 理 由	違反行為の発生日	違 反 行 為 の 種 別 等		点 数
由	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累 積 点 数
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		点
処 分 内 容				
備 考				

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 4 号

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

行政処分関係書類送付書

住 所
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記様式第 5 号

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

違反者講習関係書類送付書

住 所
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において違反者講習を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

行政処分執行依頼受理台帳

受理 月日	通知書 番号	住 所	氏 名 (生年月日)	処分 量定	呼出し月日・方法			執行月日	運転免許課 への連絡状況	執行日時	署(隊) 担当者
					1回目	2回目	3回目				
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	
月日					月日	月日	月日	自至	連絡日時 受信者名	月 日 時 分	

注1 電話執行も記入すること。

2 処分執行した場合は、運転免許行政処分者台帳にも記載すること。

別記様式第7号

第 年 月 日 号

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を執行したので通知する。

記

住	所				
氏	名				
運 転 免 許 の 種 類					
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類					
処 分 執 行 日		年 月 日			
処 分 理 由	違反行為の発生年月日	違 反 行 為 の 種 別 等		点 数	
	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累 積 点 数	点
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無			
処 分 内 容					
備 考					

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 8 号

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

執行依頼処分通知書

住 所（居所）

氏 名

処分執行依頼書により、貴公安委員会から行政処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。

行政処分関係運転免許証保管簿

決		裁		月 日	受 入 れ (執 行 分)						返 還 数			現 在 数			取扱 者 確 認	備 考
隊 長 署	副隊長 副署長 次 長	課 長	係 長		本 部			署			長 期	中 期	短 期	長 期	中 期	短 期		
					長 期	中 期	短 期	長 期	中 期	短 期								

※返還数とは、本人又は本部へ返還した数をいう。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

処分執行依頼書

住 所（居所）

氏 名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

別記様式第12号

第 年 月 日
号

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

処分決定通知書・処分執行依頼書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

記

住	所			
氏	名			
運 転 免 許 の 種 類				
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類				
処 分 決 定 日		年 月 日		
処 分 理 由	違反行為の発生日	違 反 行 為 の 種 別 等		点 数
由	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累 積 点 数
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		点
処 分 内 容				
備 考				

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。